

職 員 退 職 手 当 規 程

(目 的)

第1条 この規程は定款第45条の規定に基づき、職員に支給される退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支払い時期)

第2条 退職手当は、職員の退職日から1か月以内に支払う。

(退職手当の支払い方法)

第3条 退職手当は、通貨で直接本人に全額支払う。ただし、職員の申し出により銀行振込みとすることができる。

(工業会都合退職手当)

第4条 職員が次の各号の何れかに該当する場合には、工業会都合退職手当を支給する。

- (1) やむをえない業務上の都合により解雇されたとき。
- (2) 業務上の傷病のため、勤務にたえられないと認められ、退職し又は解雇されたとき。
- (3) 就業規則第27条第4号の事由により退職したとき。
- (4) 就業規則第26条第2号の事由により解雇されたとき。
- (5) 死亡したとき。

2 前項の退職手当の額は次の算式により算定された額とする。

退職時基本給月額×勤続年数×別表に定める加算係数

(勤続年数の端数年数は、日割計算とし、小数第3位未満を切り上げる)

(自己都合退職手当)

第5条 勤続満1年以上の職員が次の各号の何れかに該当する場合には自己都合退職手当を支給する。

- (1) 自己都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 業務外の傷病により休職を命ぜられ、その休職期間が満了して退職となったとき。
- (3) 職員としての能力を著しく欠くと認められ解雇されたとき。

2 前項の退職手当の額は、退職時の勤続年数に応じ、次の区分により算出した退職手当を支給する。

- (1) 勤続年数1年以上5年未満の者

前条第2項に定める工業会都合退職手当の額の50%

- (2) 勤続年数5年以上10年未満の者

前条第2項に定める工業会都合退職手当の額の60%

(3) 勤続年数 10 年以上 15 年未満の者

前条第 2 項に定める工業会都合退職手当の額の 70%

(4) 勤続年数 15 年以上 20 年未満の者

前条第 2 項に定める工業会都合退職手当の額の 80%

(5) 勤続年数 20 年以上 25 年未満の者

前条第 2 項に定める工業会都合退職手当の額の 90%

(6) 勤続年数 25 年以上の者

前条第 2 項に定める工業会都合退職手当の額の 100%

(退職手当の特別加算)

第 6 条 在職中特に功労のあった者又は特別の事情のあった者には詮議の上、工業会都合退職手当又は自己都合退職手当の額を増額することができる。

(懲戒解雇者の退職手当)

第 7 条 就業規則第 42 条の規定に基づき懲戒免職の処分に付された職員には退職手当を支給しない。ただし勤続 10 年以上の職員には第 5 条に定める自己都合退職手当の額の半額の範囲内において詮議の上、定めた額の退職手当を支給することができる。

(試用期間中の職員の退職手当)

第 8 条 試用期間中の職員が解雇され、退職し、又は死亡したときは退職手当を支給しない。

(計算上の端数処理)

第 9 条 この規程に定める退職手当計算において生じた千円未満の端数は、千円に切り上げる。

(死亡時の受給者)

第 10 条 職員が死亡したときには、労働基準法施行規則第 42 条ないし第 45 条の規定を準用し、適当と認めた者に退職手当を支給する。

(退職手当からの控除)

第 11 条 職員がその資格を失った際に、工業会に対して支払うべき金員がある場合には退職手当から控除して、支給する。

別 表

勤続期間	加算係数	勤続期間	加算係数
満1年未満	1. 200	満17年未満	1. 464
満2年未満	1. 212	満18年未満	1. 488
満3年未満	1. 224	満19年未満	1. 512
満4年未満	1. 236	満20年未満	1. 536
満5年未満	1. 248	満21年未満	1. 560
満6年未満	1. 260	満22年未満	1. 584
満7年未満	1. 272	満23年未満	1. 608
満8年未満	1. 284	満24年未満	1. 632
満9年未満	1. 296	満25年未満	1. 656
満10年未満	1. 308	満26年未満	1. 680
満11年未満	1. 320	満27年未満	1. 704
満12年未満	1. 344	満28年未満	1. 728
満13年未満	1. 368	満29年未満	1. 752
満14年未満	1. 392	満30年未満	1. 776
満15年未満	1. 416	満30年以上	1. 800
満16年未満	1. 440		

付 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から実施する。
2. この改正は、昭和53年4月1日から実施する。
3. 昭和53年4月から昭和58年3月までの間に自己都合退職する者のうち、工業会都合退職手当の60%以上を支給することとなる者については、第3条第2項の規定にかかわらず、50%と第3条第2項に定める率との差の5分の1ずつを毎年加算した率により算出した退職手当を支給する。ただし、第4条及び第5条の適用を妨げない。
4. この改正は、昭和56年11月1日から実施する。
5. この改正は、平成15年4月1日から実施する。